



別記様式51（規則様式第20号）

### 産業廃棄物処理施設設置許可証

平成16年8月4日

住所 帯広市西21条北1丁目3番20号

氏名 株式会社DISPO.  
代表取締役 宮口 孝

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

北海道知事 高橋 はるみ



許可の年月日	平成16年8月4日	許可番号	十環生第146-12号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類	施行令第7条第3号（汚泥の焼却施設）、第5号（廃油の焼却施設）、第8号（廃プラスチック類の焼却施設）、第13号の2（産業廃棄物の焼却施設） 汚泥、廃油、廃プラスチック類、燃え殻、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、感染性産業廃棄物		
設置場所	帯広市西20条北4丁目2番地1-16, 1-17, 1-18, 2-9, 2-10, 2-11, 2-12, 2-13		
処理能力	第7条第3号                      30 t <sub>3</sub> /日（24時間）      1. 25 t <sub>3</sub> /時間 第7条第5号                      2. 4 m/日（24時間）      0. 1 m/時間 第7条第8号                      17. 98 t/日（24時間）      0. 749 t/時間 第7条第13号の2                      30 t/日（24時間）      1. 25 t/時間		
許可の条件	*****		
規則第11条第7項の規定による許可証の提出の有無	存・ <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">無</span>		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

（十勝支庁地域政策部環境生活課廃棄物対策係）



別記様式 5 1 (規則様式第 2 0 号)

### 産業廃棄物処理施設設置許可証

平成 1 6 年 1 0 月 5 日

住 所 帯広市西 2 1 条北 1 丁目 3 番 2 0 号

氏 名 株式会社DISPO.  
代表取締役 宮口 孝

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 1 5 条第 1 項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

北海道知事 高橋 はるみ



許可の年月日	平成 1 6 年 1 0 月 5 日	許可番号	十環生第 1 4 6 - 1 4 号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類	施行令第 7 条第 2 号 (汚泥の乾燥施設)		
設置場所	帯広市西 2 0 条北 4 丁目 2 番地 1-16, 1-17, 1-18, 2-9, 2-10, 2-11, 2-12, 2-13		
処理能力	2 6 . 1 8 m <sup>3</sup> /日 (24時間)	1 . 0 9 m <sup>3</sup> /時間	
許可の条件	*****		
規則第 1 1 条第 7 項の規定による許可証の提出の有無	有 ・ 無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

(十勝支庁地域政策部環境生活課廃棄物対策係)



一般廃棄物処理施設設置許可証

平成27年7月3日

住 所 帯広市西20条北4丁目2番地

氏 名 株式会社DISPO.

代表取締役 杉山 博康

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項の規定により、設置の許可を受けた一般廃棄物処理施設であることを証する。

北海道知事 高橋 はるみ



許可の年月日	平成27年7月3日	許可番号	十環生第1233号
施設の種類及び処理する一般廃棄物の種類	ごみ処理施設（肥料及びメタンガス製造施設） 動植物性残さ（事業系生ゴミ）		
設置場所	帯広市西20条北4丁目1番1、1番3、1番4		
処理能力	10.893t/日（24時間）、0.454t/時間		
許可の条件	*****		
許可を受けていることを証する書類の提出の有無	<input checked="" type="radio"/> 有 ・ <input type="radio"/> 無		
留意事項	1 施設の設置（変更）に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		